



1 制度

子ども育成活動を支援するとともに、その施設が一層利用され、公共の福祉を増進する本市の経営資源として良好な循環が図られることを目的としています。

2 交付対象者と使用の基準

※ 使用の際には、条例、規則その他の規程による使用料の減額又は免除が行われないこと、また、入場料の徴収や物品販売が行われないことが要件となります。

3 登録と利用の流れ

- 

	利用者	施設	市
登録	登録申請 ① 登録(変更)申請書 ② 構成員名簿 … 各施設または市(行政経営課)に提出する。	登録申請回付 申請から約1~2週間で登録が完了します。	登録手続
	応援券デジタル証明受理 登録有効期間は承認日から3年間	名簿管理	登録者名簿提供
使用	応援券デジタル証明提示	内容確認・減額	



スマートフォン等の電子機器をお持ちでない場合は、デジタル証明を紙に印刷して利用いただくことができます。

4

対象施設

・ 公民館 ・ ほうらい会館 ・ 文化会館(楽屋等を除く) ・ 宮永岳彦記念美術館(市民ギャラリー) ・ 図書館(視聴覚室) ・ 総合体育館 ・ カルチャーパーク ・ おおね公園	・ 庭球場(カルチャーパーク、おおね公園、立野緑地) ・ サンライフ鶴巻 ・ 中野健康センター ・ 広畑ふれあいプラザ ・ 末広ふれあいセンター ・ 保健福祉センター ・ 里山ふれあいセンター
---	---

いずれも施設を予約して利用する
専用使用に限ります！



5

登録完了後の注意点

Point1

応援券の登録有効期間と対象にご注意ください！

・ 応援券の登録有効期限は、3年間です。期限が切れる約1か月前に更新のお知らせが届きます。

・ 減額を受けられるのは、施設の使用料で、附属施設や貸出物品は対象外となります。

Point2

登録内容にご注意ください！

・ 登録内容に変更がある場合は、申請書に基づき手続きしてください。

構成員が変更した場合は、速やかに変更の届出を行ってください。なお、卒業等により中学生以下の子どもを含まない団体となった場合は、本制度の対象外となりますのでご注意ください。

6

令和8年10月1日から運用を見直しました

利便性向上と手続き簡略化を目的に制度を見直しました。

Point1

応援券の媒体が「紙チケット」から「デジタル証明」になりました。

Point2

毎回必要だった交付手続きが「不要」とになりました。

Point3

換算率が「2回に1回50%減額」から「毎回25%減額」になりました。

Point4

利用区分を廃止し、対象施設なら「どこでも利用可能」になりました。

※ 施設ごとの利用区分(共通使用の可否)を廃止し、全ての対象施設で応援券が利用できるようになりました。

はだのっ子応援券

登録番号

発行日

交付施設

従来の紙チケット

💡

令和8年9月30日までに発行された紙の応援券は、記載の有効期限まで従来どおり(50%減額)利用いただけます。
(デジタル証明との併用はできません。)

お問合せ:ご利用の施設 または 秦野市行政経営課公共施設マネジメント担当(☎82-5102)